

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (医療政策課)	154
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回..... (医療政策課)	154
○大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	154
○国土調査の成果の認証..... (農地調整課)	155
○土地改良事業計画の変更の認可..... (土地改良指導課)	155
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	155
○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定..... (土地改良指導課)	156
○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課)	156
○肥料の登録の有効期間の更新..... (農業改良課)	156
○家畜伝染病の発生..... (酪農畜産課)	156
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(水産林務部所管分 その3)..... (水産林務部総務課)	157
○漁船保険付保義務の同意を求めるための事前届出..... (水産経営課)	159
○漁獲共済に係る規約についての同意の確認..... (水産経営課)	159
○特定第2号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認..... (水産経営課)	159
○漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者に係る共済契約の締結についての同意の確認..... (水産経営課)	160
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	160
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	160
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課)	168
○公共測量の実施の通知(2件)..... (建設部総務課)	170
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	170
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	171
○道路の区域の決定及び供用の開始..... (道路整備課)	171
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	171
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の決定..... (河川課)	172
○河川予定地の指定..... (河川課)	172
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課)	172

○公有水面の埋立ての免許の出願..... (砂防災害課)	172
○公有水面の埋立ての免許..... (砂防災害課)	174
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正..... (出納局総務課)	176

公 表

○知事表彰の受賞者..... (人事課)	176
○情報公開制度の実施状況..... (法制文書課)	177
○個人情報保護制度の運用状況..... (法制文書課)	180

公 告

○公募型プロポーザルの実施..... (子ども未来づくり推進室)	181
----------------------------------	-----

支 庁 告 示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(2件).....	182
---------------------------------	-----

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施.....	182
-----------------	-----

道札幌土木現業所告示

○一般競争入札の資格に関する公示.....	184
○一般競争入札の実施.....	185

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(2件).....	186
----------------------------	-----

道地方労働委員会告示

○地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定に基づく認定告示の一部改正.....	190
---	-----

根室海区漁業調整委員会指示

○忠類川河口付近における「さけ・ます」採捕の制限.....	190
○根室海峡北部における定置漁業の保護.....	190
○野付湾内における「さけ・ます」採捕の制限.....	191
○サシルイ川河口付近における「さけ・ます」採捕の制限.....	191

道公安委員会告示

○警備業法の規定に基づく講習の実施.....	191
------------------------	-----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	192
----------------------	-----

道警察本部公告

○平成15年度(第2回)北海道警察官採用試験の実施.....	196
--------------------------------	-----

道警察函館方面本部告示

○一般競争入札に係る資格に関する公示.....	199
○一般競争入札の実施に関する告示.....	200

あなたの笑顔みんなの元氣健康なねの国保(こくほ)です。保険料(ほけんりょう)は必ず納めましょう。

告 示

北海道告示第1253号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項医療法人社団井村外科医院の事項を削り、同項医療法人社団碩心会心臓血管センター北海道大野病院の事項中「平成15. 6.30」を「平成18. 6.30」に改め、同項医療法人社団康信病院の事項中「医療法人社団康信病院」を「医療法人社団医新会札幌医新病院」に改める。

函館市の項社会福祉法人北海道社会事業協会函館病院の事項、国立函館病院の事項及び医療法人社団函館脳神経外科病院の事項中「平成15. 6.30」を「平成18. 6.30」に改め、同項医療法人社団函館脳神経外科病院の事項の次に次の1事項を加える。

社会福祉法人函館共愛会共 函館市中島町7番21号 平成18. 6.30
愛会病院

小樽市の項市立小樽病院の事項及び室蘭市の項市立室蘭総合病院の事項中「平成15. 6.30」を「平成18. 6.30」に改める。

釧路市の項釧路労災病院の事項中「釧路労災病院」を「労働福祉事業団釧路労災病 院」に、「平成15. 6.30」を「平成18. 6.30」に改め、同項総合病院釧路赤十字病院の事項及び市立釧路総合病院の事項中「平成15. 6.30」を「平成18. 6.30」に改める。

帯広市の項医療法人社団北斗あおぞら病院の事項を削る。

岩見沢市の項岩見沢労災病院の事項の次に次の1事項を加える。

倉増整形外科 岩見沢市2条西7丁目 平成18. 6.30

苫小牧市の項苫小牧市立総合病院の事項及び王子総合病院の事項、芦別市の項、名寄市の項並びに千歳市の項医療法人社団いずみ会北星病院の事項中「平成15. 6.30」を「平成18. 6.30」に改める。

歌志内市の項を削る。

石狩市の項はまなす外科医院の事項中「平成15. 6.30」を「平成18. 6.30」に改め、同項医療法人社団上西外科クリニックの事項を削り、同項医療法人財団幸悺会石狩花川脳神経外科病院の事項中「医療法人財団幸悺会石狩花川脳神経外科病院」を「石狩幸悺会病院」に改める。

倶知安町の項、下川町の項、遠別町の項及び幌延町の項中「平成15. 6.30」を「平成18. 6.30」に改める。

浜頓別町の項中「枝幸郡浜頓別町字頓別154番地1150」を「枝幸郡浜頓別町旭ヶ丘3丁目3番地」に改める。

女満別町の項中「医療法人社団耕仁会女満別シティー病院」を「女満別中央病院」に、「平成15. 6.30」を「平成18. 6.30」に改める。

遠軽町の項J北海道厚生連遠軽厚生病院の事項及び上湧別町の項J北海道厚生連上湧別厚生病院の事項中「平成15. 6.30」を「平成18. 6.30」に改める。

雄武町の項の次に次の1項を加える。

洞爺村 医療法人社団洞仁会洞爺温 虻田郡洞爺村字洞爺町54番 平成15. 9.30
泉病院 地41

白老町の項、厚岸町の項及び標津町の項中「平成15. 6.30」を「平成18. 6.30」に改める。
洞爺村の項を削る。

北海道告示第1254号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

名 称	所 在 地	申 出 撤 回 日
医療法人社団井村外科医院	札幌市南区澄川6条4丁目11番3号	平成16.10.31
医療法人社団北斗あおぞら病院	帯広市西18条南4丁目15番10号	同 17. 1.31
歌志内市立病院	歌志内市字神威269番地	同 17. 3.31
医療法人社団上西外科クリニック	石狩市花川南2条3丁目91番地	同 17. 1.31
医療法人社団耕仁会女満別シティー病院	網走郡女満別町西4条4丁目1番29号	同 16. 3.31

北海道告示第1255号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年11月18日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーオーケーセンター音更店 河東郡音更町木野大通西17丁目1番4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オーケー 代表取締役 藤本 典成 河東郡音更町木野大通西17丁目1番4

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オーケー	河東郡音更町木野大通西17丁目1番4	代表取締役 藤本 典成
株式会社北海道ヤマキ	札幌市中央区南2条西24丁目131番地	代表取締役 山木 雄三
株式会社ニューステップ	東京都中央区新川1丁目22-15	代表取締役 高田 覚司
ハラデンキ株式会社	帯広市大通南12丁目6番地	代表取締役 原 均
日本トイザラス株式会社	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地	代表取締役 田崎 學

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オーケー	河東郡音更町木野大通西17丁目1番4	代表取締役 藤本 典成
株式会社ヤマキ	秋田県能代市大町7番27号	代表取締役 乾 忠勝
株式会社ニューステップ	東京都中央区新川1丁目22-15	代表取締役 高田 覚司
ハラデンキ株式会社	帯広市大通南12丁目6番地	代表取締役 原 均
日本トイザラス株式会社	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地	代表取締役 田崎 學

(4) 変更の年月日 平成15年5月16日

(5) 変更する理由 経営譲渡のため

2 届出年月日 平成15年7月4日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年7月18日(金)から11月18日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1256号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認証年月日
小清水町 地籍図・地籍簿	斜里郡 小清水町	字水上	平成12年5月25日から 平成15年3月20日まで	平成15.7.8
美瑛町 地籍図・地籍簿	上川郡 美瑛町	花園、大町、 栄町、西町、 北町、本町、 扇町、旭町、 中町、錦町 の各一部	平成11年4月14日から 平成14年12月23日まで	同
遠別町 地籍図・地籍簿	天塩郡 遠別町	字共栄の一 部	平成12年5月25日から 平成15年3月11日まで	同

北海道告示第1257号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、平成15年7月9日、音更町土地改良区の行う土地改良(維持管理)事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1258号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年7月22日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成15年7月18日

		北海道知事 高 橋 はるみ
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
育 良	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)]	北海道上川支庁
	(暗きよ、土層改良)	
浜頓別中部	一般農道整備 [集乳農道]	北海道宗谷支庁

北海道告示第1259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、別海町の行う土地改良（光進地区基盤整備促進 [基盤整備]（農道））事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道根室支庁に備え置いて、平成15年7月22日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成15年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1260号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年7月18日

		北海道知事 高 橋 はるみ
地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
智 恵 文	畑地帯総合整備 [緊急整備型]（農道）	平成14.10.30
同	同 (農業用排水)	同 13. 2.13

同	同	(土層改良)	同	12.10.10
同	同	(区画整理)	同	
同	同	(暗きよ)	同	
日 清	同	(農道)	同	14.10.31
同	同	(区画整理)	同	14.11.20
同	同	(暗きよ)	同	14. 6.20
中 央	土地改良総合整備 [担い手育成型]（農道）		同	14.12.10
同	同	(農業用排水)	同	15. 3.20
同	同	(区画整理)	同	12.10.10
同	同	(暗きよ)	同	13. 1.10
三 箇	同	(農業用排水)	同	14.11.18
同	同	(区画整理)	同	
同	同	(暗きよ)	同	
土 別 北	同	(農道)	同	14.10. 8
同	同	(農業用排水)	同	14.12.10
同	同	(区画整理)	同	14. 7. 5
同	同	(暗きよ)	同	14.12.10
旭	基幹水利施設補修		同	14.12.20
千代ヶ岡	同		同	15. 2.20
上音更	農地開発		同	13.12.12

北海道告示第1261号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 者		登 録 有 効 期 限
					名 称	住 所	
北海道第1866号	炭酸カルシウム肥料	53.0日鉄炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 53.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	日鉄鉱業株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番2号	平成21. 7.11

北海道告示第1262号

家畜伝染病が次のとおり発生した。
平成15年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発 生 の 場 所	発 生 年 月 日
----------	-------	-----------	------	-----------	-----------

ヨ一ネ病	牛	患畜	1	紋別郡白滝村字上白滝98番地の1	平成15. 6. 2	同	同	同	2	天塩郡豊富町字メナシベツ1224番地の5	同	15. 6.17
同	同	同	2	根室市歯舞2丁目179番地	同	同	同	同	1	天塩郡豊富町字上サロベツ917番地の5	同	
同	同	同	1	天塩郡豊富町字上サロベツ1675番地の20	同	15. 6. 3	同	同	1	紋別郡西興部村字奥興部444番地2	同	15. 6.23
同	同	同	1	天塩郡豊富町字上サロベツ208番地の1	同		同	同	1	足寄郡足寄町上利別61番地の2	同	
同	同	同	1	川上郡標茶町字阿歴内1番地	同		同	同	1	根室市歯舞2丁目179番地	同	15. 6.24
同	同	同	1	札幌市手稲区前田583番地3	同	15. 6. 4	同	同	1	阿寒郡阿寒町字ニニシベツ原野35線69番地	同	15. 6.26
同	同	同	1	阿寒郡鶴居村字雪裡原野北29線80番地	同		同	同	1		同	
同	同	同	1	野付郡別海町中西別268番地の2	同		同	同			同	
同	同	同	1	網走郡美幌町字豊岡241番地4	同	15. 6. 5	同	同			同	
同	同	同	1	札幌市厚別区上野幌1条2丁目2番20号	同	15. 6.10	同	同			同	
同	同	同	1	河西郡中札内村常盤西1線275番地の4	同	15. 6.12	同	同			同	

北海道告示第1263号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

(水産林務部所管分 その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
水産物流通システム改革事業 水産物流通の中心となる産地市場の機能強化を目的に産地市場の統合促進等を通じた産地流通機能強化の推進や水産物流通における物流の合理化や情報化の推進による水産物流通システム全体の改革を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 漁業協同組合 北海道漁業協同組合連合会 知事が適当と認める団体		2分の1以内 (ただし、経営戦略会議及び新規流通チャンネル開発事業の一部については、3分の1以内)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (北海道漁業協同組合連合会にあっては、水産林務部水産経営課)	
(1) 経営戦略会議		市町村、北海道漁業協同組合連合会等					

		が経営戦略会議を行う場合又は市町村が経営戦略会議を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
(2) 市場情報伝達システム支援事業		市町村、北海道漁業協同組合連合会等が市場情報伝達システム支援事業を行う場合又は市町村が市場情報伝達システム支援事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
(3) 地場流通機能強化事業		市町村、北海道漁業協同組合連合会等が地場流通機能強化事業を行う場合又は市町村が地場流通機能強化事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
(4) 新規流通チャンネル開発事業		市町村、北海道漁業協同組合連合会等が新規流通チャンネル開発事業を行う場合又は市町村が新規流通チャンネル開発事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
(5) 高付加価値化支援事業		市町村、北海道漁業協同組合連合会等が高付加価値化支援事業を行う場合又は市町村が高付加価値化支援事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
(6) 地域水産物利用普及事業		市町村、北海道漁業協同組合連合会等が地域水産物利用普及事業を行う場合又は市町村が地域水産物利用普及事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該					

		補助の対象となる事業に要する経費					
(7) 担い手育成事業		市町村、北海道漁業協同組合連合会等 が担い手育成事業を行う場合又は市町村 が担い手育成事業を行う漁業協同組合等 に対して当該事業費を補助する場合にお ける当該事業又は当該補助の対象となる 事業に要する経費					

北海道告示第1264号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、平成15年7月18日から15日間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

発起人の住所及び氏名	加入区名	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
幌泉郡えりも町字近浦277番地の75 中村 寅雄	えりも町	えりも町漁業協同組合
同 字大和263番地の4 本間 也幸	同	同

北海道告示第1265号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出があった次の加入区に係る特定第1号漁業者の規約の設定について、同条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

こんぶをとる漁業

加入区 吉岡、福島、根崎、宇賀、石崎、小安、東戸井、日浦、尻岸内、古武井、恵山、楸法華、古部、木直、尾札部、川汲、安浦、白尻、大船、鹿部、砂原、森第一、森第二、森第三、森第四、森第五、落部、八雲、富浜、新冠、入船、東静内、春立、三石、鼻舞、荻伏、東栄、井寒台、浦河、白泉、鶴苔、様似、東様似、平宇、冬島、旭幌、歌別、庶野、広尾、船泊

北海道告示第1266号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

区	域	区	分
浜益、厚田、石狩		秋さけ定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業であって、秋さけを主たる漁獲物とするものをいう。以下同じ。）	
上	磯	秋さけ定置漁業	
いぶり噴火湾		同	
門	別	同	
三	石	同	
浦	河	同	
えりも		同	
広	尾	同	
大	津	同	
白	糠	同	
釧	路	同	
釧路市東部		同	
根	室	同	
別	海	同	
野	付	同	
標	津	同	
常呂郡		同	

湧	別	秋さけ定置漁業
紋	別	同
沙	留	同
雄	武	同
枝	幸	同
鬼	脇	小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
沓	形	小型漁船漁業（2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
天	塩	えびけた網漁業及び秋さけ定置漁業
羽	幌	同
天	売	総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
留	萌	えびけた網漁業
増	毛	えびけた網漁業、秋さけ定置漁業

北海道告示第1267号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認める。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

特定かき養殖業 知内

北海道告示第1268号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 新冠郡新冠町字古岸118の2（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡平取町振内町144の2・148の1・148の2・149の1・149の2・150の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1269号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和42年7月1日農林省告示第939号12
- (2) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 指定施業要件変更予定 網走市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年7月1日農林省告示第939号45

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年7月1日農林省告示第939号46

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年7月1日農林省告示第939号56

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年7月1日農林省告示第939号62

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

7(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和44年1月11日農林省告示第24号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

8(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和44年1月11日農林省告示第24号3

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び白滝村

役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 9(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和47年7月11日農林省告示第1060号 1

- (2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び清里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 10(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和47年7月11日農林省告示第1060号 4

- (2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び白滝村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 11(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和47年7月11日農林省告示第1060号 5

- (2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 12(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和47年7月11日農林省告示第1060号 6

- (2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び上湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 13(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和47年7月11日農林省告示第1060号 7

- (2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び生田原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 14(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年2月14日農林水産省告示第171号 1

- (2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び常呂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 15(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年2月14日農林水産省告示第171号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課並びに紋別市役所及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

16(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年2月14日農林水産省告示第171号3

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

17(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年12月27日農林水産省告示第1857号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

18(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年12月27日農林水産省告示第1857号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

19(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年2月7日農林水産省告示第112号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。)

20(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

網走市・紋別郡遠軽町(以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに網走市役所及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

21(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年2月12日農林水産省告示第167号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

22(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年2月12日農林水産省告示第167号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

23(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年2月12日農林水産省告示第167号3

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

24(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年5月20日農林水産省告示第678号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

25(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年5月20日農林水産省告示第678号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び美幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

26(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年5月20日農林水産省告示第678号3

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び常呂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

27(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年5月26日農林水産省告示第556号10

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び置戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

28(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年4月15日農林水産省告示第723号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

29(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年4月15日農林水産省告示第723号3

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び小清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

30(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年9月29日農林水産省告示第1565号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び斜里町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

31(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年9月29日農林水産省告示第1565号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び常呂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

32(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年9月29日農林水産省告示第1565号3

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

33(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年9月29日農林水産省告示第1565号4

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

34(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年10月27日農林水産省告示第1364号 1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）

35(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年10月27日農林水産省告示第1364号 2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び清里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

36(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年10月27日農林水産省告示第1364号 3

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

37(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年10月27日農林水産省告示第1366号 1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

38(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年10月27日農林水産省告示第1366号 2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

39(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走市・網走郡津別町・斜里郡清里町（以上1市2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
清里町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
網走市・津別町・清里町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに網走市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

40(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年8月29日農林水産省告示第1160号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

41(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年8月29日農林水産省告示第1160号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

42(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年8月29日農林水産省告示第1160号3

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び紋別市

役所に備え置いて縦覧に供する。）

43(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡生田原町・遠軽町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

生田原町・遠軽町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

44(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

遠軽町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

45(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年11月8日農林水産省告示第1470号3

(2) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び生田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

46(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年11月8日農林水産省告示第1470号4

(2) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1270号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

平成15年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号	申請区分及び許可取消業種	処分年月日
北海道ツツキ株式会社 中川 邦 博	札幌市中央区南1条東1丁目3	般 - 13 石第388号	全部廃業	平成15. 6. 3
株式会社丸多佐藤工務店 佐 藤 多一郎	札幌市北区太平11条5丁目5 - 8	般 - 13 石第4471号	同	同 15. 6. 4

株式会社礼装 小 倉 重 穂	札幌市西区南11丁目3 - 5	般 - 13 石第5836号	同	同
有限会社ハウテン建設 瀧 田 吉 朗	札幌市白石区中央1条7丁目4 - 12	般 - 10 石第16158号	同	同
株式会社フォルテック 花 松 雄 二	札幌市中央区南5条東3丁目5	般 - 14 石第110号	一部廃業 建築	同 15. 6. 6
日成店舗開発株式会社 北 岡 忠 臣	札幌市中央区南9条西3丁目10	般 - 14 石第11526号	全部廃業	同 15. 6. 9
株式会社井上 井 上 芳 一	当別町東町109	般 - 12 石第4465号	一部廃業 土木、とび・土工	同 15. 6.10
株式会社丸勝豊里工業 室 野 民 夫	札幌市東区中沼町118 - 608	般 - 13 石第13697号	全部廃業	同 15. 6.13
緒方建設株式会社 緒 方 博	札幌市南区澄川5条11丁目1 - 5	般 - 13 石第750号	同	同 15. 6.16
興信設備工業株式会社 渡 邊 信	北広島市大曲中央1丁目11 - 8	般 - 14 石第4465号	同	同
札幌機器株式会社 池 田 光 一	札幌市中央区北3条西2丁目8	般 - 13 石第10939号	同	同 15. 6.17
株式会社エッセ 丸 山 公 一	札幌市中央区南1条西1丁目1	般 - 13 石第17388号	同	同
有限会社エムケーホーム 三 浦 一 正	江別市角山427 - 4	特 - 12 石第17036号	同	同 15. 6.19
有限会社新征建設 田 中 征 男	札幌市白石区東札幌5条2丁目6 - 4	般 - 10 石第16212号	同	同 15. 6.20
株式会社未来住研 池 町 昌 明	札幌市西区発寒7条11丁目2 - 33	般 - 14 石第17755号	同	同
有限会社有信工業 有 路 早 苗	札幌市北区新琴似5条15丁目2 - 3	般 - 12 石第7574号	同	同 15. 6.23
株式会社エフティ建設 藤 岡 哲 郎	札幌市中央区宮ノ森1条17丁目2 - 6	般 - 10 石第13351号	一部廃業 左官	同

協栄工務店 吉泉義吉	江別市上江別東町 9-16	般-12 石第4062号	全部廃業	平成15.6.24	株式会社道順組 道順憲一	雄武町字雄武714	般・特-14 網第299号	全部廃業	同	15.6.9
ユニオン化成株式 会社 西村正	札幌市東区北丘珠 2条2丁目11-26	般-11 石第13072号	同	同	システム通信制御 株式会社 横地一弘	北見市常盤町6丁 目2-27	般-12 網第1938号	同	同	15.6.12
櫛建土木株式会社 櫛引千明	札幌市南区石山1 条8丁目2-19	般-13 石第4348号	同	同 15.6.25	株式会社デミング 工業 岡嶋三郎	北見市豊地845	般-12 網第1661号	一部廃業 消防施設	同	15.6.26
北菱産業株式会社 吉村昭紀	札幌市中央区北5 条西6丁目2-2	般-12 石第17268号	一部廃業 電気	同	有限会社太田ポー リング 太田義昭	伊達市舟岡町61- 37	般-13 胆第3810号	全部廃業	同	15.6.3
丸芳建設株式会社 斉藤芳尚	札幌市西区八軒6 条東1丁目1-2	般-12 石第2752号	一部廃業 土木	同 15.6.26	大東建設株式会社 破産管財人 新田正弘	登別市幌別町7- 7-5	特-14 胆第553号	同	同	15.6.4
株式会社北海道ガ ラスサッシセンタ ー 石川武昭	札幌市清田区清田 1条4丁目5-15	般-11 石第7302号	全部廃業	同 15.6.27	株式会社大忠工業 忠村修司	苫小牧市澄川町6 丁目4-2	般-13 胆第702号	一部廃業 建築、大工	同	
エルム工業株式会 社 村上浩之	札幌市厚別区上野 幌2条1丁目1- 12	般-13 石第17434号	同	同	内外装工業株式会 社 破産管財人 橋功記	帯広市西20条南1 丁目14-44	般-14 十第3120号	全部廃業	同	15.6.3
伊藤建設 伊藤洲家	深川市音江町1丁 目6-10	般-14 空第1650号	一部廃業 土木	同 15.6.3	吉本建設工業所 吉本照	新得町2条南6丁 目7	般-14 十第1994号	同	同	15.6.11
有限会社東和建設 和田宜干	上砂川町字上砂川 町161-11	般-14 空第3068号	全部廃業	同 15.6.25	株式会社樋口電気 工業 樋口和夫	帯広市西25条北1 丁目2-6	般-12 十第435号	一部廃業 管	同	15.6.17
株式会社旭川清掃 成田義勝	旭川市永山町8丁 目1-22	般-12 上第4209号	一部廃業 建築、内装仕 上	同 15.6.2	有限会社高橋工務 店 高橋良吉	帯広市東11条南5 丁目1-14	般-10 十第964号	全部廃業	同	15.6.18
有限会社エッチ・ ケー企画 破産管財人 中村元弥	旭川市東光10条4 -1-17	般-12 上第4558号	全部廃業	同 15.6.4	有限会社能登組工 業 能登貴美子	足寄町南7条4丁 目41	般-13 十第593号	同	同	15.6.23
株式会社柏木建設 柏木仁	旭川市新星町1024	般-14 上第2942号	同	同 15.6.5	藤原工務店 藤原周吉	帯広市西10条南11 丁目3	般-12 十第2989号	同	同	15.6.27
室谷工業株式会社 破産管財人 須田保幸	同 永山1条15 -3-13	般-14 上第871号	同	同 15.6.13	株式会社綜合技建 工業 長江文男	釧路市入江町7- 27	般-14 釧第1862号	同	同	15.6.4
平和工業株式会社 長谷川耿聰	占冠村字中央市街 地	般-13 上第3790号	一部廃業 水道施設	同 15.6.20	株式会社後藤組 遠藤昭	標茶町平和3丁目 72	般-14 釧第392号	一部廃業 造園	同	15.6.17
小沼建設 小沼浩吉	枝幸町新栄町789 -11	般-14 宗第541号	全部廃業	同 15.6.12	釧路住宅建設協同 組合 代表清算人 田中俊夫	釧路町光和8丁目 35-2	般-13 釧第1373号	全部廃業	同	
北陽工業株式会社 砂田勉	枝幸町北浜町314 -3	般-13 宗第23号	一部廃業 管、造園	同 15.6.18						

株式会社丸カ片山商店 片山 要	釧路市共栄大通1丁目3-4	般 - 13 釧第16号	一部廃業 ガラス	平成15. 6.19
渡辺商事株式会社 渡辺 美智代	根室市花園町5丁目10	般 - 14 根第648号	全部廃業	同 15. 6. 2

(3) 作業地域 函館市

4(1) 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
 (2) 作業期間 平成15年6月21日から10月17日まで
 (3) 作業地域 江差町

北海道告示第1271号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
 (2) 作業期間 平成15年6月5日から9月3日まで
 (3) 作業地域 松前町

2(1) 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
 (2) 作業期間 平成15年6月6日から10月3日まで
 (3) 作業地域 長万部町

3(1) 作業種類 公共測量（1級基準点測量、3級水準点測量）
 (2) 作業期間 平成15年6月21日から9月22日まで

北海道告示第1272号

帯広開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
 2 作業期間 平成15年7月14日から9月5日まで
 3 作業地域 幕別町

北海道告示第1273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
美 唄 浦 臼 線	美唄市字茶志内5242番3地先から 美唄市字茶志内96番48地先（河川敷地）まで	前	9.00mから 36.00mまで	496.00m	道道江別奈井江線 重複L=35.00m 重複L=24.00m	北海道札幌土木現業所
	美唄市字茶志内5242番3地先から 美唄市字茶志内95番272地先まで	前	19.26mから 150.00mまで	415.00m	道道江別奈井江線 重複L=23.00m 重複L=18.00m	
	美唄市字茶志内5242番3地先から 美唄市字茶志内96番48地先（河川敷地）まで	後	9.00mから 36.00mまで	496.00m	道道江別奈井江線 重複L=35.00m 重複L=24.00m	
	美唄市字茶志内5242番3地先から 美唄市字茶志内95番272地先まで	後	9.00mから 150.00mまで	415.00m	道道江別奈井江線 重複L=23.00m 重複L=18.00m	

音調津陣屋線	樺戸郡浦臼町字晩生内233番266地先(河川敷地)から 樺戸郡浦臼町字晩生内233番120地先まで	前	18.18mから 18.18mまで	300.00m	—	北海道帯広土木現業所
	樺戸郡浦臼町字晩生内233番162地先(河川敷地)から 樺戸郡浦臼町字晩生内233番120地先まで	前	19.00mから 110.00mまで	256.00m	—	
	樺戸郡浦臼町字晩生内233番266地先(河川敷地)から 樺戸郡浦臼町字晩生内233番120地先まで	後	18.18mから 18.18mまで	300.00m	—	
	樺戸郡浦臼町字晩生内233番162地先(河川敷地)から 樺戸郡浦臼町字晩生内233番120地先まで	後	29.77mから 110.00mまで	256.00m	—	
	広尾郡広尾町字音調津国有林120林班へ小班2地先から 広尾郡広尾町字音調津国有林121林班て小班地先まで	前	19.50mから 84.50mまで	1,045.21m	—	
	広尾郡広尾町字音調津748番地先から 広尾郡広尾町字音調津国有林121林班り小班地先まで	前	14.55mから 70.00mまで	2,186.70m	—	
	広尾郡広尾町字音調津国有林120林班へ小班2地先から 広尾郡広尾町字音調津国有林121林班て小班地先まで	後	19.50mから 84.50mまで	1,045.21m	—	
広尾郡広尾町字音調津748番地先から 広尾郡広尾町字音調津国有林121林班む小班地先まで	後	10.64mから 82.00mまで	2,794.60m	—		

北海道告示第1274号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月18日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	縦覧場所
道道 岩見沢石狩線	岩見沢市御茶の水町365番地先から 岩見沢市御茶の水町395番地先まで	平成15.7.18	北海道札幌土木現業所
道道 鳩山継立停車場線	夕張郡栗山町字継立14番7地先から 夕張郡栗山町字継立176番8地先まで	同 15.7.30	北海道札幌土木現業所
道道 上士幌音更線	河東郡士幌町字士幌東7線132番1地先から 河東郡士幌町字士幌東8線122番3地先まで	同 15.7.18	北海道帯広土木現業所

北海道告示第1275号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道
2 路線名	北見津別線
3 道路の区域	網走郡津別町字最上256番1地先から 網走郡津別町字最上252番1地先まで
区間	敷地の幅員 14.40mから 28.80mまで
延長	708.50m
国道等との重複区間	—

北海道告示第1276号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1	道路の種類	道道			
2	路線名	岩見沢桂沢線			
3	道路の区域				
	区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長
	三笠市唐松青山町119番1地先 から三笠市唐松栄町2丁目173 番1地先まで		前	14.50mから 28.55mまで	757.00m
			後	18.00mから 30.10mまで	757.00m

北海道告示第1277号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1	河川の名	称	二級河川木古内川水系木古内川
2	河川管理施設	の名称又は種類	右岸堤防
3	河川管理施設	の位置	上磯郡木古内町字本町677番53地先から 同 町字本町678番5地先まで
4	管理を行う者の氏名及び住所		氏名 道路管理者 上磯郡木古内町長 大森伊佐緒 住所 上磯郡木古内町字本町218番地
5	管 理 の 内 容		(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路 肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な 施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路 の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修 繕 (2) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
6	管 理 期 間		平成15年7月18日から道路の存続する日まで

北海道告示第1278号

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

二級河川フシコベツ川水系フシコベツ川の白老郡白老町字萩野の区域内の土地のうち、別紙図面（第1号図及び第2号図）に緑色で着色した区域内の土地（河川区域の土地を除く。）

（「別紙図面」は、省略する。）

北海道告示第1279号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1	河川の名	称	一級河川石狩川水系旧琴似川
2	廃川敷地等が生じた年月日		平成15年7月18日
3	廃川敷地等の位置		（左岸）札幌市北区篠路8条7丁目144番1地先から篠 路7条8丁目134番2地先まで及び篠路7条8 丁目136番1地先から篠路4条8丁目20番地先 まで （右岸）札幌市北区篠路5条10丁目234番4地先から篠 路7条8丁目219番7地先まで
4	廃川敷地等の種類及び数量		土地 5,929.52㎡

北海道告示第1280号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1	出願年月日	平成15年4月7日
2	出願者	
	(1) 名 称	北海道
	(2) 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
	(3) 代表者の氏名	北海道知事 高橋はるみ
3	埋立区域	

(1) 位置 函館市湯川町1丁目1番7、1番26、1番31、1番32、1番37、1番56、1番34、1番35、1番41、1番65、1番50、1番49、1番48、1番59、1番60、1番47、1番64、1番46、及び1番3地先の公有水面並びに函館市湯浜町265番2、265番35、265番34、265番33、265番32、及び265番30地先の公有水面

(2) 区域 次の①の地点と②の地点とを3級基準点No.1から方向角216度29分20秒の方向176.16mの地点(以下「0.1の地点」という)を中心とする半径129.90mの円弧で結んだ線、②の地点と③の地点とを結んだ線、③の地点と④の地点とを0.1の地点を中心とする半径129.80mの円弧で結んだ線、④の地点と⑤の地点とを結んだ線、⑤の地点と⑥の地点とを0.1の地点を中心とする半径138.10mの円弧で結んだ線、⑥の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と㉑の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

- ①の地点 3級基準点No.1 (X = -247,076.100、Y = 44,298.200) から方向角259度17分06秒の方向179.75mの地点
- ②の地点 ①の地点から方向角223度11分20秒の方向59.42mの地点
- ③の地点 ②の地点から方向角119度53分11秒の方向0.10mの地点
- ④の地点 ③の地点から方向角203度15分30秒の方向30.31mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角273度29分52秒の方向8.50mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角19度22分48秒の方向17.46mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角273度29分57秒の方向86.28mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角183度29分57秒の方向16.40mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から方向角273度29分59秒の方向22.70mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から方向角183度30分07秒の方向66.40mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から方向角93度35分07秒の方向0.40mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から方向角183度29分52秒の方向4.99mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から方向角273度29分50秒の方向12.82mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から方向角273度29分55秒の方向6.80mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から方向角3度30分07秒の方向49.99mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から方向角3度30分08秒の方向45.00mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から方向角93度27分03秒の方向0.19mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から方向角3度30分08秒の方向58.43mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から方向角86度19分53秒の方向12.51mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から方向角102度25分50秒の方向10.11mの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から方向角131度01分20秒の方向25.21mの地点

- ㉒の地点 ㉑の地点から方向角95度07分55秒の方向20.01mの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から方向角83度34分11秒の方向20.30mの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から方向角77度40分22秒の方向20.78mの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から方向角75度56分07秒の方向20.97mの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から方向角98度31分58秒の方向20.07mの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から方向角90度02分04秒の方向20.03mの地点

(3) 面積 11,396.43m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 函館市湯川町1丁目2番1、1番7、1番26、1番31、1番32、1番37、1番56、1番34、1番35、1番41、1番65、1番50、1番49、1番48、1番59、1番60、1番47、1番64、1番46、及び1番3地先並びに函館市湯浜町265番2、265番35、265番34、265番33、265番32、265番30、及び271番1地先

(2) 区域 次のイの地点とロの地点とを3級基準点No.1から方向角275度00分54秒の方向107.16mの地点を中心とする半径43.00mの円弧で結んだ線、ロの地点とハの地点とを3級基準点No.1から方向角216度29分20秒の方向176.16mの地点(以下「0.1の地点」という)を中心とする半径117.00mの円弧で結んだ線、ハの地点とニの地点とを結んだ線、ニの地点とホの地点とを0.1の地点を中心とする半径109.00mの円弧で結んだ線、ホの地点からムの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とムの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
3級基準点No.1 (X = -247,076.100、Y = 44,298.200) から方向角247度46分25秒の方向64.16mの地点

- イの地点
- ロの地点 イの地点から方向角243度30分39秒の方向73.04mの地点
- ハの地点 ロの地点から方向角240度32分10秒の方向69.77mの地点
- ニの地点 ハの地点から方向角133度11分12秒の方向8.00mの地点
- ホの地点 ニの地点から方向角207度54分55秒の方向57.42mの地点
- ヘの地点 ホの地点から方向角273度29分56秒の方向117.94mの地点
- トの地点 ヘの地点から方向角3度29分51秒の方向11.99mの地点
- チの地点 トの地点から方向角273度30分02秒の方向13.20mの地点
- リの地点 チの地点から方向角183度30分09秒の方向66.00mの地点
- ヌの地点 リの地点から方向角93度30分10秒の方向10.00mの地点
- ルの地点 ヌの地点から方向角183度30分17秒の方向23.99mの地点
- ヲの地点 ルの地点から方向角273度29分51秒の方向45.62mの地点
- ワの地点 ヲの地点から方向角3度30分06秒の方向215.80mの地点

カの地点 ワの地点から方向角93度16分24秒の方向16.90mの地点
 ヨの地点 カの地点から方向角93度42分13秒の方向5.03mの地点
 タの地点 ヨの地点から方向角93度53分33秒の方向67.30mの地点
 レの地点 タの地点から方向角93度24分43秒の方向12.13mの地点
 ソの地点 レの地点から方向角95度02分08秒の方向35.44mの地点
 ツの地点 ソの地点から方向角94度53分09秒の方向54.89mの地点
 ネの地点 ツの地点から方向角95度18分19秒の方向38.44mの地点
 ナの地点 ネの地点から方向角95度09分50秒の方向54.15mの地点
 ラの地点 ナの地点から方向角94度41分16秒の方向15.60mの地点
 ムの地点 ラの地点から方向角95度11分22秒の方向5.07mの地点

(3) 面 積 33,094.07㎡
 5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第1281号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 免許年月日 平成15年7月9日

(2) 免許を受けた者

ア 名 称 北海道
 イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
 ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ

(3) 埋立区域

ア 位 置 稚内市声問4丁目441番地先の公有水面
 イ 区 域 次の1の地点から10の地点までを順次に結んだ線及び漁港原点から方向角176度24分45秒の方向241.03mの地点を中心とする半径49.47mの円弧で1の地点と10の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

1の地点 漁港原点（X = 156,417.959、Y = -38,380.839）から方向角187度57分35秒の方向225.24mの地点
 2の地点 1の地点から方向角110度44分12秒の方向0.77mの地点
 3の地点 2の地点から方向角164度31分05秒の方向10.19mの地点
 4の地点 3の地点から方向角172度12分22秒の方向26.06mの地点
 5の地点 4の地点から方向角152度41分16秒の方向8.88mの地点

6の地点 5の地点から方向角126度38分18秒の方向5.34mの地点
 7の地点 6の地点から方向角236度31分12秒の方向6.65mの地点
 8の地点 7の地点から方向角313度24分08秒の方向3.57mの地点
 9の地点 8の地点から方向角43度20分47秒の方向0.27mの地点
 10の地点 9の地点から方向角313度20分33秒の方向0.22mの地点

ウ 面 積 325.37㎡

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位 置 稚内市声問4丁目441番地先
 イ 区 域 次のAの地点からIの地点までを順次に結んだ線、Iの地点と7の地点とを結んだ線、7の地点とJの地点とを結んだ線、Jの地点とKの地点とを結んだ線及び漁港原点から方向角176度24分45秒の方向241.03mの地点を中心とする半径50.00mの円弧でAの地点とKの地点とを結んだ線によって囲まれた区域

Aの地点 漁港原点（X = 156,417.959、Y = -38,380.839）から方向角188度05分29秒の方向225.13mの地点
 Bの地点 Aの地点から方向角110度42分07秒の方向2.99mの地点
 Cの地点 Bの地点から方向角166度13分24秒の方向5.35mの地点
 Dの地点 Cの地点から方向角113度28分26秒の方向16.86mの地点
 Eの地点 Dの地点から方向角215度07分23秒の方向7.23mの地点
 Fの地点 Eの地点から方向角161度42分25秒の方向6.26mの地点
 Gの地点 Fの地点から方向角176度28分58秒の方向6.47mの地点
 Hの地点 Gの地点から方向角134度10分37秒の方向4.23mの地点
 Iの地点 Hの地点から方向角198度33分13秒の方向13.12mの地点
 7の地点 Iの地点から方向角236度31分04秒の方向7.56mの地点
 Jの地点 7の地点から方向角313度23分56秒の方向3.79mの地点
 Kの地点 Jの地点から方向角223度45分17秒の方向0.26mの地点

ウ 面 積 770.44㎡

(5) 埋立地の用途 漁港施設用地

2(1) 免許年月日 平成15年7月9日

(2) 免許を受けた者

ア 名 称 北海道
 イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
 ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ

(3) 埋立区域

ア 位 置 上磯郡知内町字中ノ川47番9地先の公有水面
イ 区 域 次のUK 2の地点とUK 1の地点とを結んだ線、UK 1の地点とUK 14の地点とを結んだ線、UK 14の地点とUK 13の地点とを結んだ線、UK 13の地点とUK 12の地点とを結んだ線、UK 12の地点とUK 11の地点とを結んだ線、UK 11の地点とUK 10の地点とを結んだ線、UK 10の地点とUK 9の地点とを結んだ線、UK 9の地点とUK 8の地点とを結んだ線、UK 8の地点とUK 7の地点とを結んだ線、UK 7の地点とUK 6の地点とを結んだ線、UK 6の地点とUK 5の地点とを結んだ線、UK 5の地点とUK 4の地点とを結んだ線、UK 4の地点とUK 3の地点とを結んだ線及びUK 2の地点とUK 3の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

UK 2の地点 漁港原点 (X = - 262,878.009 Y = 15,042.485 北緯41度37分59秒7086、東経140度25分49秒9669) から方向角58度09分46秒の方向109.72mの地点

UK 1の地点 UK 2の地点から方向角4度39分41秒の方向2.32mの地点

UK 14の地点 UK 1の地点から方向角94度41分17秒の方向2.14mの地点

UK 13の地点 UK 14の地点から方向角184度40分30秒の方向0.42mの地点

UK 12の地点 UK 13の地点から方向角94度40分27秒の方向97.30mの地点

UK 11の地点 UK 12の地点から方向角4度40分30秒の方向0.42mの地点

UK 10の地点 UK 11の地点から方向角94度40分27秒の方向17.02mの地点

UK 9の地点 UK 10の地点から方向角188度35分54秒の方向2.88mの地点

UK 8の地点 UK 9の地点から方向角274度37分11秒の方向17.69mの地点

UK 7の地点 UK 8の地点から方向角4度48分32秒の方向0.52mの地点

UK 6の地点 UK 7の地点から方向角274度40分30秒の方向24.64mの地点

UK 5の地点 UK 6の地点から方向角2度51分45秒の方向0.02mの地点

UK 4の地点 UK 5の地点から方向角274度40分28秒の方向54.99mの地点

UK 3の地点 UK 4の地点から方向角5度54分22秒の方向0.02mの地点

ウ 面 積 241.66㎡

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位 置 上磯郡知内町字中ノ川47番9地先
イ 区 域 次のSK 2の地点とSK 1の地点とを結んだ線、SK 1の地点とSK 16の地点とを結んだ線、SK 16の地点とSK 15の地点とを結んだ線、SK 15の地点とSK 14の地点とを結んだ線、SK 14の地点とSK 13の地点とを結んだ線、SK 13の地点とSK 12の地点と

を結んだ線、SK 12の地点とSK 11の地点とを結んだ線、SK 11の地点とSK 10の地点とを結んだ線、SK 10の地点とSK 9の地点とを結んだ線、SK 9の地点とSK 8の地点とを結んだ線、SK 8の地点とSK 7の地点とを結んだ線、SK 7の地点とSK 6の地点とを結んだ線、SK 6の地点とSK 5の地点とを結んだ線、SK 5の地点とSK 4の地点とを結んだ線、SK 4の地点とSK 3の地点とを結んだ線及びSK 2の地点とSK 3の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

SK 2の地点 漁港原点 (X = - 262,878.009 Y = 15,042.485 北緯41度37分59秒7086、東経140度25分49秒9669) から方向角58度09分46秒の方向109.72mの地点

SK 1の地点 SK 2の地点から方向角4度39分41秒の方向2.32mの地点

SK 16の地点 SK 1の地点から方向角94度40分48秒の方向0.62mの地点

SK 15の地点 SK 16の地点から方向角4度40分47秒の方向3.80mの地点

SK 14の地点 SK 15の地点から方向角94度40分29秒の方向7.81mの地点

SK 13の地点 SK 14の地点から方向角184度40分47秒の方向3.80mの地点

SK 12の地点 SK 13の地点から方向角94度40分27秒の方向86.00mの地点

SK 11の地点 SK 12の地点から方向角4度40分47秒の方向6.11mの地点

SK 10の地点 SK 11の地点から方向角94度40分22秒の方向22.44mの地点

SK 9の地点 SK 10の地点から方向角188度35分59秒の方向9.02mの地点

SK 8の地点 SK 9の地点から方向角274度37分11秒の方向17.69mの地点

SK 7の地点 SK 8の地点から方向角4度48分32秒の方向0.52mの地点

SK 6の地点 SK 7の地点から方向角274度40分30秒の方向24.64mの地点

SK 5の地点 SK 6の地点から方向角2度51分45秒の方向0.02mの地点

SK 4の地点 SK 5の地点から方向角274度40分28秒の方向54.99mの地点

SK 3の地点 SK 4の地点から方向角5度54分22秒の方向0.02mの地点

ウ 面 積 449.17㎡
(5) 埋立地の用途 漁港施設用地

3(1) 免許年月日 平成15年7月11日

(2) 免許を受けた者

ア 名 称 北海道
イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ

(3) 埋立区域

ア 位 置 稚内市大字宗谷村字清浜185番地先の公有水面
 イ 区 域 次の1の地点から10の地点までを順次に結んだ線、10の地点とR16の地点とを結んだ線、R16の地点からR18の地点までを順次に結んだ線及び1の地点とR18の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

1の地点 漁港原点（X = 167,914.470、Y = - 27,802.808）から方向角197度53分14秒の方向190.57mの地点

2の地点 1の地点から方向角324度28分36秒の方向165.13mの地点

3の地点 2の地点から方向角234度28分56秒の方向2.00mの地点

4の地点 3の地点から方向角324度28分25秒の方向4.70mの地点

5の地点 4の地点から方向角54度28分56秒の方向2.00mの地点

6の地点 5の地点から方向角324度28分35秒の方向19.40mの地点

7の地点 6の地点から方向角37度38分17秒の方向39.58mの地点

8の地点 7の地点から方向角144度28分36秒の方向86.55mの地点

9の地点 8の地点から方向角54度28分34秒の方向32.11mの地点

10の地点 9の地点から方向角144度23分39秒の方向68.93mの地点

R16の地点 10の地点から方向角218度06分46秒の方向11.74mの地点

R17の地点 R16の地点から方向角205度19分39秒の方向29.19mの地点

R18の地点 R17の地点から方向角195度37分08秒の方向21.69mの地点

ウ 面 積 9,224.46㎡

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位 置 稚内市大字宗谷村字清浜185番地先
 イ 区 域 次のイの地点からレの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とレの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

イの地点 漁港原点（X = 167,914.470、Y = - 27,802.808）から方向角196度30分25秒の方向197.90mの地点

口の地点 イの地点から方向角324度28分36秒の方向205.89mの地点

ハの地点 口の地点から方向角37度38分16秒の方向73.95mの地点

ニの地点 ハの地点から方向角44度29分57秒の方向93.51mの地点

ホの地点 ニの地点から方向角144度27分40秒の方向140.70mの地点

ヘの地点 ホの地点から方向角234度28分34秒の方向84.70mの地点

トの地点 ヘの地点から方向角144度24分55秒の方向51.36mの地点

チの地点 トの地点から方向角217度38分05秒の方向5.37mの地点

リの地点 チの地点から方向角214度47分58秒の方向5.53mの地点

ヌの地点 リの地点から方向角210度26分59秒の方向11.10mの地点

ルの地点 ヌの地点から方向角207度30分55秒の方向4.98mの地点

ヲの地点 ルの地点から方向角205度03分55秒の方向5.21mの地点

ワの地点 ヲの地点から方向角202度11分54秒の方向4.55mの地点

カの地点 ワの地点から方向角199度42分16秒の方向4.95mの地点

ヨの地点 カの地点から方向角198度21分11秒の方向6.41mの地点

タの地点 ヨの地点から方向角196度43分37秒の方向6.32mの地点

レの地点 タの地点から方向角195度55分56秒の方向4.80mの地点

ウ 面 積 25,978.63㎡
 (5) 埋 立 地 の 用 途 漁港施設用地

北海道告示第1282号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

環境生活部所管の事項中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項及び第8項を削る。

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
津 別 町	近 藤 和 夫	食肉衛生功労者
斜 里 町	白 川 勲	食肉衛生優良従事者
釧 路 市	四 家 秀之進	同
七 飯 町	石 橋 悟	同

北海道善行賞

函 館 市	金 子 康 明	障害者自立更正者
蘭 越 町	下 田 文 子	同
紋 別 市	成 田 駿 一	同

風連町	東巖	障害者自立更正者
苦小牧市	村明義	同
釧路市	遠藤義浩	同
上士幌町	鎌田豊	同
余市町	大住克明	障害者自立更正援護者
静内町	日蔭タマ子	同
江別市	吉田要	同
赤平市	丸山弘志	同
深川市	沼前邦雄	同
中札内村	田尾春一	同
様似町	三上藤雄	同
江別市	川口紀子	同

北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第8条の規定により、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの情報公開制度の実施状況を次のとおり公表する。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 利用状況

情報公開窓口の利用者数は5,807人となっており、実施機関別には、表1のとおりである。

表1 実施機関別利用状況

(単位：人)

実施機関	利用者数				利用の内訳		
	来訪	文書	電話	計	公文書の開示請求	情報の提供	その他(相談・案内等)
知事	4,023	493	276	4,792	728	3,511	553
教育委員会	261	5	0	266	69	193	4
公安委員会	4	0	0	4	4	0	0
選挙管理委員会	46	20	0	66	66	0	0
監査委員	4	3	0	7	7	0	0
人事委員会	0	2	0	2	2	0	0
地方労働委員会	2	0	0	2	2	0	0

収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	579	13	76	668	61	531	76
合計	4,919	536	352	5,807	939	4,235	633

2 公文書の開示請求の状況

(1) 公文書の開示請求者数及び請求件数

公文書の開示請求者数は939人、請求件数は44,430件となっており、公文書の開示請求者数、請求件数及び開示決定等の内容別は、表2のとおりである。

表2 公文書の開示請求者数及び請求件数

(単位：人、件)

請求者数	請求者の内訳		請求件数	請求に対する開示決定等の内容					
	個人	法人その他の団体		開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	不存在	取下げ
939	636	303	44,430	7,475	36,734	8	2	191	20

(2) 実施機関別公文書の開示の状況

公文書の開示請求の件数及び開示決定等の内容を実施機関別（知事は所管部（局）別）にみると、表3のとおりである。

表3 実施機関別公文書の開示決定等の状況

(単位：件)

実施機関	請求件数	請求に対する開示決定等の内容					
		開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	不存在	取下げ
知事	42,423	6,733	35,514	7	0	151	18
総務部	24,418	5,663	18,722	6	0	24	3
総合企画部	376	115	253	0	0	6	2
環境生活部	446	42	397	0	0	7	0
保健福祉部	9,155	526	8,613	1	0	10	5

経 済 部	215	15	193	0	0	7	0
農 政 部	5,710	160	5,471	0	0	75	4
水 産 林 務 部	99	5	90	0	0	1	3
建 設 部	1,989	207	1,760	0	0	21	1
出 納 局	15	0	15	0	0	0	0
教 育 委 員 会	406	41	335	0	0	30	0
公 安 委 員 会	110	0	110	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	735	591	139	0	0	5	0
監 査 委 員	61	5	56	0	0	0	0
人 事 委 員 会	3	0	2	0	0	1	0
地 方 労 働 委 員 会	8	3	5	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	684	102	573	1	2	4	2
合 計	44,430	7,475	36,734	8	2	191	20

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。

(3) 情報分類別開示請求公文書の内容

公文書の開示請求があった公文書を情報分類別にみると、表4のとおりである。

表4 情報分類別開示請求公文書の内容 (単位：件、%)

分 類	情 報 の 内 容	件 数	割 合
1	行 政 一 般	34,036	76.6
2	総 合 行 政	88	0.2
3	資 源 ・ エ ネ ル ギ ー	79	0.2
4	防 災 ・ 安 全	589	1.3

5	自 然 環 境 ・ 公 害	362	0.8
6	健 康 ・ 医 療	6,447	14.5
7	福 祉	369	0.8
8	労 働	19	0.1
9	教 育	284	0.7
10	文 化	244	0.6
11	居 住 環 境	1,611	3.6
12	交 通 運 輸	10	0.0
13	商 工 観 光	90	0.2
14	農 業	139	0.3
15	林 業	51	0.1
16	水 産 業	6	0.0
17	そ の 他	6	0.0
合 計		44,430	100.0

(注) 1 「行政一般」とは、国政、道政及び市町村行政に関する一般的事項並びに財政、税務、選挙等に関するものをいう。

2 「総合行政」とは、総合計画、地域振興、国土利用及び経済全般等に関するものをいう。

(4) 個人・法人等別の開示請求件数

公文書の開示請求件数を個人、法人等別にみると、表5のとおりである。

表5 個人・法人等別の開示請求件数

(単位：人、件)

個 人 ・ 法 人 等 の 別	人 数	件 数
道 内 に 住 所 を 有 す る 個 人	598	37,457
道 外 に 住 所 を 有 す る 個 人	38	175
道 内 に 事 務 所 等 を 有 す る 法 人 ・ そ の 他 の 団 体	274	4,868
道 外 に 事 務 所 等 を 有 す る 法 人 ・ そ の 他 の 団 体	29	1,930
合 計	939	44,430

3 情報提供の状況

(1) 刊行物等による情報提供の状況

刊行物等により情報提供を行った件数を情報分類別にみると、表6及び図1のとおりである。

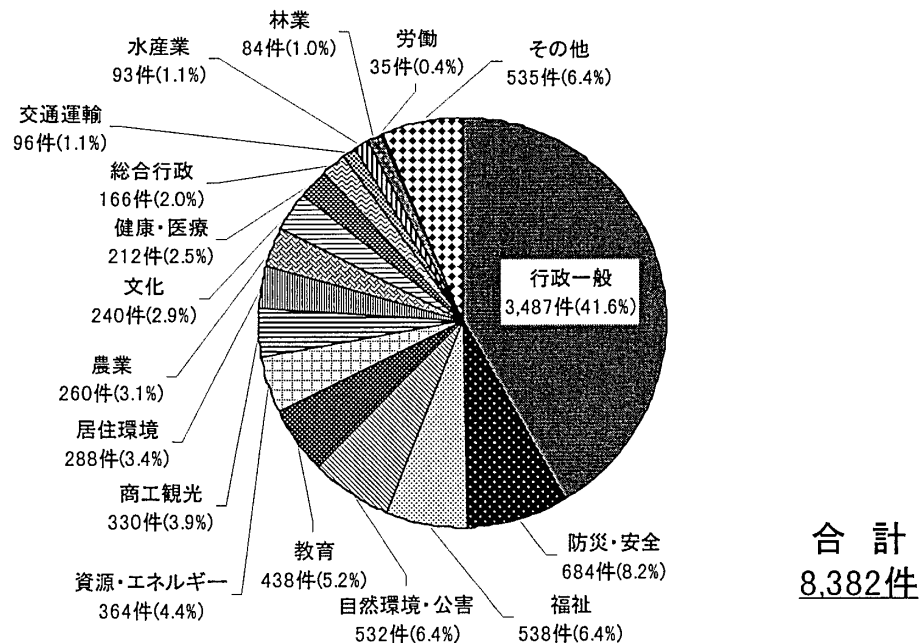
表6 刊行物等による情報提供の状況 (単位：件、%)

分類	情報の内容	件数	割合
1	行政一般	3,487	41.6
2	総合行政	166	2.0
3	資源・エネルギー	364	4.4
4	防災・安全	684	8.2
5	自然環境・公害	532	6.4
6	健康・医療	212	2.5
7	福祉	538	6.4
8	労働	35	0.4
9	教育	438	5.2
10	文化	240	2.9
11	居住環境	288	3.4
12	交通運輸	96	1.1
13	商工観光	330	3.9
14	農業	260	3.1
15	林業	84	1.0
16	水産業	93	1.1
17	その他	535	6.4
合計		8,382	100.0

(注) 1 「行政一般」とは、国政、道政及び市町村行政に関する一般的事項並びに財政、税務、選挙等に関するものをいう。

2 「総合行政」とは、総合計画、地域振興、国土利用及び経済全般等に関するものをいう。

図1 利用された刊行物等の情報分類の内容



(2) 有償刊行物頒布の状況

道の刊行物41種類187冊を有償刊行物として指定し、頒布部数は1,983部、頒布収入は154万3,210円となっている。

(3) 出資法人等情報公開の申出

出資法人等に対する情報公開の申出は8件で、申出に対する決定等の内容は、全部の閲覧に応じたものが4件、一部の閲覧に応じたものが4件となっている。

4 不服申立ての状況

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく公文書の一部開示又は非開示等の決定及び公文書の不存在通知等に対する不服申立ての状況は、表7のとおりである。

表7 不服申立ての状況

(単位：人、件)

不服申立てのなされた時期	不服申立て人数	不服申立て件数	審査会に諮問	審査会に未諮問	諮問前に取下げ
14年度	6	32	22	3	7

13年度以前	6	170	170	0	0
計	12	202	192	3	7

審査会の答申				審査会で 審議中	不服申立てに対する実施機関の決定					
原処分 妥当	一部 妥当	妥当 でない	計		認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	未 処 理	計
1	2	0	3	19	0	2	1	0	0	3
5	20	1	26	144	1	19	3	0	3	26
6	22	1	29	163	1	21	4	0	3	29

(注) 1 13年度以前の数値は、平成13年度末において未処理であった平成13年度以前になされた不服申立てをいう。
2 不服申立て人数は、実人数である。

北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第50条の規定により、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 個人情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求の状況

文書による個人情報の開示請求の件数は185件で、請求件数及び開示決定の内容を区分別にみると表1のとおりである。

表1 文書による開示請求の状況

(単位：件)

請求の方法			請求者の区分			決定の内容				
来庁	郵送	計	本人	法定代理人	計	開示	一部開示	非開示	不存在	計
122	63	185	174	11	185	157	27	0	1	185

(2) 文書による開示請求の実施機関別の状況

文書による開示請求の件数及び開示決定の内容を実施機関別（知事は所管部（局）別）にみると、表2のとおりである。

表2 文書による開示請求の実施機関別の状況

(単位：件)

実施機関	請求件数	請求に対する開示決定の内容			
		開示	一部開示	非開示	不存在
知 事	169	143	25	0	1
総 務 部	2	0	1	0	1
総合企画部	25	7	18	0	0
環境生活部	0	0	0	0	0
保健福祉部	104	100	4	0	0
経 済 部	12	12	0	0	0
農 政 部	3	3	0	0	0
水産林務部	0	0	0	0	0
建設部	1	0	1	0	0
出 納 局	0	0	0	0	0
札幌医科大学	22	21	1	0	0
教 育 委 員 会	10	9	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	5	5	0	0	0
地方労働委員会	1	0	1	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0
合 計	185	157	27	0	1

(注) 知事部局の所管部（局）別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。（札幌医科大学は、総務部から分離掲載）

(3) 口頭による開示請求の状況

口頭による個人情報の開示請求の件数は5,736件で、その実施機関別の内容等は表3のとおりである。

表3 口頭による開示請求の状況 (単位：件)

実施機関	開示の対象となる試験等	件数
知事		790
総合企画部	北海道アウトドアガイド試験	120
保健福祉部	保育士試験	49
	准看護師試験	8
	調理師試験	12
	薬種商販売業認定試験	140
	北海道介護支援専門員実務研修受講試験	62
	クリーニング師試験	4
	製菓衛生師試験	16
道立衛生学院入学試験	16	
経済部	技能検定	14
	職業訓練指導員試験	2
	採石業務管理者試験	2
農政部	北海道改良普及員資格試験	2
札幌医科大学	札幌医科大学入学者選抜試験	343
教育委員会		4,570
教育庁企画総務部	北海道公立学校教員採用候補者選考検査	1,023
	北海道公立学校実習助手・寮母採用候補者選考検査	29
各道立高等学校	北海道立高等学校入学者選抜学力検査	3,518
人事委員会		398
事務局任用課	北海道職員採用上級試験	107
	北海道職員採用上級試験(民間企業等職務経験者)	23
	北海道職員採用中級試験	213
	北海道職員採用初級試験	33
合計		5,736

個人情報に対する訂正の請求はなかった。

- 3 個人情報の是正の申出及び是正の再申出の状況
個人情報に対する是正の申出及び是正の再申出はなかった。
- 4 苦情の申出の状況
各実施機関及び事業者が保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出はなかった。
- 5 不服申立ての状況
行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく、個人情報の一部開示決定に対する不服申立てが、1人から1件あり、北海道個人情報保護審査会の答申を受け、実施機関は認容の決定を行っている。

公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 業務概要

- (1) 業務名 少子化対策に関する道民意識・ニーズ調査事業
- (2) 業務内容 道民の少子化に関する意識や関連施策に対するニーズ等を的確に把握するとともに、地域特性を踏まえた少子化の要因や傾向、課題について分析を行い、北海道における今後の少子化対策をより実効性のあるものとして推進していくことを目的に調査を実施する(本業務は、「緊急地域雇用創出特別対策推進事業」に基づき実施するものである。)。調査は、次の4調査とする。

- ア 基本調査
少子化に関するアンケート調査
- イ 個別事項調査
本道における少子化の要因調査などの少子化対策推進に資する調査の提案を受け、実施
- ウ 文献調査
関係機関等で発表しているデータ等の文献収集及び分析
- エ アからウまでの調査結果を踏まえ、有効な少子化対策の施策の方向性などの提言

2 プロポーザル参加資格及び選定基準

- (1) プロポーザル参加資格
 - ア 法人格を有する団体であること。
 - イ 道内に本社又は営業所、その他これらに準ずる活動の拠点を有すること。

2 個人情報の訂正請求の状況

- (2) プロポーザル審査基準
 - ア 業務実施体制
責任者を含む実施体制等、業務実施計画の効率性・妥当性、技術・設備、少子化に関する知識
 - イ 企画及び分析
調査項目等の発想力・企画力、集計・分析結果の図表化等の表現力、提言能力、事業目的との適合性
 - ウ 緊急地域雇用創出特別対策推進事業としての条件の適合性
 - (ア) 事業費に占める人件費の割合がおおむね8割以上であること。
 - (イ) 事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者数の割合がおおむね4分の3以上であること。
 - (ウ) 新規雇用者1人平均の実労働日数が45日以上であること。
- 3 手続等
 - (1) 担当部局
北海道保健福祉部子ども未来づくり推進室少子化対策グループ
郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 764
ファクシミリ 011 - 232 - 4240
 - (2) プロポーザル企画提案説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
 - ア 交付期間 平成15年7月18日（金）から25日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで）
 - イ 交付場所 (1)に同じ。
 - ウ 交付方法 直接交付する（送付はしない。）。)
 - (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期限 平成15年7月28日（月）午後5時まで（必着）
 - イ 提出場所 (1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は送付（書留郵便等に限る。)
 - (4) プロポーザル企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期限 平成15年8月11日（月）午後5時まで（必着）
 - イ 提出場所 (1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参に限る。
- 4 その他
 - (1) 手続において使用する言語
日本語

- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
- (4) その他
 - ア 提出された内容についてヒアリングを行う。
 - イ 詳細は、プロポーザル企画提案説明書によること。

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年7月18日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 虻田郡倶知安町字榊山30番地の1 ほか12筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 札幌市中央区北2条西3丁目1番地 57山京ビル 株式会社泉郷 代表取締役 西村 政彦
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年9月5日 後建指第14 - 4号

北海道上川支庁告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年7月18日

北海道上川支庁長 青 木 次 郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 士別市大通東18丁目465番8 他5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 札幌市中央区南2条西10丁目1000番地2 株式会社合田観光商事 代表取締役 合田 邦彦
- 3 開発許可年月日及び番号 平成15年2月3日 上建指第14 - 11号

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第53号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月18日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1(1) 入札に付する事項

ア 売払をする物品の名称及び数量

名 称 ・ 数 量 洗濯脱水機（1台）、乾燥機（2台）、シーツロール機（1台）及びシーツフォルダー（1台）

イ 売払する物品の規格等 入札説明書による。

ウ 売 払 期 限 平成15年8月29日（金）

エ 売 払 場 所 札幌医科大学附属病院病院課地下1階洗濯室

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの

イ 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと

ウ 札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有するもの

(3) 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課

(4) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学附属病院臨床第1B会議室

イ 入 札 日 時 平成15年7月30日（水）午後4時30分

ウ 開 札 場 所 (1)に同じ。

エ 開 札 日 時 (2)に同じ。

(5) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(6) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(7) 郵便等による入札

郵便等による入札は、認めない。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格を最低として、最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

ア 提 出 期 限 平成15年7月28日（月）午前10時

イ 提 出 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課

(11) そ の 他

ア 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

2(1) 入札に付する事項

ア 物品の解体撤去運搬等の名称及び数量

(ア) 名 称 洗濯用器機の解体、撤去、運搬等

(イ) 数 量 一式

イ 物品の解体、撤去、運搬等の名称及び数量 入札説明書による。

ウ 解体・撤去・運搬期限 平成15年8月29日（金）

エ 撤 去 場 所 入札説明書による。

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有していること。

イ 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

- ウ 札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有すること。
- (3) 契約条項を示す場所
札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課
- (4) 入札執行の場所及び日時
ア 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学附属病院臨床第1B会議室
イ 入札日時 平成15年7月30日（水）午後4時45分
ウ 開札場所 (1)に同じ。
エ 開札日時 (2)に同じ。
- (5) 入札保証金
ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- (6) 入札説明書の交付に関する事項
ア 交付場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課
イ 交付方法 (1)の場所で交付する。
- (7) 郵便等による入札
郵便等による入札は、認めない。
- (8) 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- (9) 契約書作成の要否
要
- (10) 入札参加申込書の提出期限及び場所
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
ア 提出期限 平成15年7月28日（月）午前10時
イ 提出場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課
- (11) その他
ア 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
イ 入札金額に係る消費税等の取扱い

- (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

3(1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名称 札幌医科大学事務局病院課
イ 所在地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011-611-2111 内線 3128

- (2) この入札の執行は、公開する。
(3) 詳細は、入札説明書による。

道札幌土木現業所告示

北海道札幌土木現業所告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年7月18日

北海道札幌土木現業所長 上 楽 喜久雄

- 1 資格及び調達をする賃貸借物品等の種類
平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めることとし、当該契約により調達する賃貸借物品の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契約 平成15年7月18日に一般競争入札の公示を行う北海道札幌土木現業所が発注する空気清浄機等賃貸借契約
(2) 資格 北海道札幌土木現業所の空気清浄機等賃貸借契約の資格（以下「資格」という。）
(3) 物品等の種類 空気清浄機及びその附属品の賃貸借並びにその保守点検業務
- 2 入札に参加する者に必要な資格要件
次のいずれにも該当すること。
- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年7月18日現在において引き続き2年以上空気清浄機賃貸借事業を営んでいること。
- (6) 納入される賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年7月18日から31日まで
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
 イ 提出先の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
 - 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
 - ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
 - イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 - ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
 - 再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により

作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
 - 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
 - 資格1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当しないこととなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し、法律の改定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取消されたとき。

北海道札幌土木現業所告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月18日

北海道札幌土木現業所長 上 楽 喜久雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
 - 空気清浄機（カウンター式3台、床置き式8台）及びその附属品並びに保守点検業務（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借上期間 平成15年9月1日から平成16年3月31日まで。ただし予算の範囲内で、平成20年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道札幌土木現業所告示第12号に規定する空気清浄機等賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所3階第1会議室
- (2) 入札日時 平成15年8月20日（水）午前10時30分

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
- 6 郵便等による入札
認めないものとする。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 3に同じ。
 - (2) 交 付 方 法 3の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 そ の 他
 - (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業

- 者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011 - 561 - 0201 内線 211
- (4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、しらき和広と歩む会の会計責任者 菅 敏男 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成14年北海道選挙管理委員会告示第121号）の一部を次のとおり訂正する。

平成15年7月18日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総 括 表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者氏名・ 公職の種類)	報 告 年月日	収 入 ・ 支 出 の 総 額				翌 年 繰 越 額	収 入 の 内 容						借 入 金	
		収 入 総 額	前 年 繰 越 額	本 年 収 入 額	支 出 総 額		党 費 ・ 会 費		寄 附			事業収入		
							金 額	員 数	個 人 分 (特定寄附)	法 人 その他 団 体 分	政 治 団 体 分			小 計 (あっせん)
平成13年分														
石 狩 支 所														
(その他の政治団体)														
し ら き 和 広 と 歩 む 会	14. 4. 1	122,569	72,569	50,000	109,250	13,319			50,000			50,000		

本部・支 部からの 交付金		その他の 収入		支 出 の 内 訳														資産等 の状況						
				経 常 経 費					政 治 活 動 費				機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費						調 査 研 究 費	寄 附 交 付 金	その 他 の 経 費	計 (本部支 部への 交付金)		
				人件費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー テ ー	そ の 他 の 事 業 費	小 計									
															74,120				74,120	35,130			109,250	無

を

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総 括 表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者氏名・ 公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額					翌年 繰越額	収 入 の 内 訳							事業収入	借入金					
		収入	前年	本年	支出	繰越額		党費・会費		寄 附											
		総額	繰越額	収入額	総額			金額	員数	個人分 (特定寄附)	法人 その他の 団体分	政治 団体分	小計 (あっせん)	政党 匿名			合計				
平成13年分																					
石 狩 支 所																					
(その他の政治団体)																					
し ら き 和 広 と 歩 む 会	14. 4. 1	122,569	72,569	50,000	96,750	25,819				50,000				50,000			50,000				

本部・支 部からの 交付金		その他の 収入		支 出 の 内 訳														資産等 の状況						
				経 常 経 費					政 治 活 動 費				機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費						調 査 研 究 費	寄 附 交 付 金	その 他 の 経 費	計 (本部支 部への 交付金)		
				人件費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー テ ー	そ の 他 の 事 業 費	小 計									
															61,620				61,620	35,130			96,750	無

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、自由民主党北海道旭川市第二支部の会計責任者 谷口 丈夫 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要

旨の公表（平成15年北海道選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のとおり訂正する。
平成15年7月18日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

「1．収入及び支出のある団体

(1) 総 括 表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者氏名・ 公職の種類)	報 告 年月日	収入・支出の総額				翌年 繰越額	収入の内 訳								
		収入 総額	前年 繰越額	本年 収入額	支出 総額		党費・会費		寄 附					事業収入	借入金
							金額	員数	個人分 (特定寄附)	法人 その他の 団体分	政治 団体分	小計 (あっせん)	政党匿名 合計		
平成14年分															
上 川 支 所															
(政 党)															
自由民主党北海道旭川市第二支部	14.12.27 (14.12.1)	8,102,842	1,162,813	6,940,029	8,102,813	29			510,000	6,430,000		6,940,000		6,940,000	

本部・支 部からの 交付金	その他の 収 入	支 出 の 内 訳															資産等 の状況		
		経 常 経 費					政 治 活 動 費					寄 附 費							
		人件費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 活動費	選 挙 関係費	機 関 紙 誌 発行事業費	宣 伝 事業費	政治資金 パーティー	その 他 の 事業費	小 計	調 査 研究費	寄 附 交付金	その 他 の 経 費		計 (本部支部へ の交付金)	
	29																8,102,813	8,102,813	無

を

「1．収入及び支出のある団体

(1) 総 括 表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者氏名・ 公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額				翌年 繰越額	収入の内訳							借入金		
		収入 総額	前年 繰越額	本年 収入額	支出 総額		党費・会費		寄附			小計 (あっせん)	政治 団体分		その他 の団体分	事業収入
							金額	員数	個人分 (特定寄附)	政治 団体分	その他 の団体分					
平成14年分																
上川支所																
(政党)																
自由民主党北海道旭川市第二支部	14.12.27 (14.12.1)	8,952,842	1,162,813	7,790,029	8,952,842			630,000		7,160,000				7,790,000		

本部・支 部からの 交付金	その他の 収入	支出の内訳														資産等 の状況			
		経常経費					政治活動費												
		人件費	光熱水費	備品 消耗品費	事務所費	計	組織 活動費	選挙 関係費	機関紙誌の 発行事業費	紙誌の 発行事業費	宣 伝 事業費	政治資金 パーティー	その他 の事業費	小計	調査 研究費		寄附 交付金	その他 の経費	計 (本部支部へ の交付金)
	29																8,952,842	8,952,842	無

に改める。

「(2) 寄附の内訳(同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの) (政党)

政治団体の名称	寄附者の 区分	寄附者 の 氏名・ 名称	金額	住所・所在地
平成14年分				
上川支所				
自由民主党北海道旭川市第二支部	個人	生駒雅彦	240,000	旭川市

を

「(2) 寄附の内訳(同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの) (政党)

政治団体の名称	寄附者の 区分	寄附者 の 氏名・ 名称	金額	住所・所在地
平成14年分				

平成14年分				
上川支所				
自由民主党北海道旭川市第二支部	個人	生駒雅彦	240,000	旭川市
自由民主党北海道旭川市第二支部	個人	篠原春規	120,000	旭川市

に、

「(2) 寄附の内訳(同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの) (政党)

政治団体の名称	寄附者の 区分	寄附者 の 氏名・ 名称	金額	住所・所在地
平成14年分				

上川支所				
自由民主党北海道旭川市第二支部	法人その他の団体	(株)萩原建築設計事務所	120,000	札幌市中央区

を
「(2) 寄附の内訳（同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの）（政党）」

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	金額	住所・所在地
平成14年分				
上川支所				
自由民主党北海道旭川市第二支部	法人その他の団体	(株)萩原建築設計事務所	120,000	札幌市中央区
自由民主党北海道旭川市第二支部	法人その他の団体	共栄興業(株)	90,000	旭川市
自由民主党北海道旭川市第二支部	法人その他の団体	(株)木本動力工業所	80,000	旭川市
自由民主党北海道旭川市第二支部	法人その他の団体	(株)サカタホーム	60,000	旭川市
自由民主党北海道旭川市第二支部	法人その他の団体	(株)南幌土建	200,000	南幌町
自由民主党北海道旭川市第二支部	法人その他の団体	(株)輝建	300,000	南幌町

に改める。

道地方労働委員会告示

北海道地方労働委員会告示第1号

昭和59年北海道地方労働委員会告示第2号（地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づく認定告示）の一部を次のように改正する。

平成15年7月18日

北海道地方労働委員会会長 熊本信夫

表の本局の事項中「課長補佐」を「主幹」に、「総務課総務係長、財務係長及び主査（涉外）」を「総務課の庶務に係る事務を担当する主査及び予算に係る事務を担当する主査」に改める。

根室海区漁業調整委員会指示

根室海区漁業調整委員会指示第1号

根室支庁管内標津町の忠類川河口付近におけるさけ・ます採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成15年7月18日

根室海区漁業調整委員会会長 石黒勝三郎

根室支庁管内標津町の忠類川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第45条の規定により、知事の許可を受けたものが採捕する場合は、この限りではない。

区		域		沖合	期間
河口及び沿岸	方位（真方位）	左方	右方		
左海岸	右海岸	左方	右方	500m	平成15年8月1日から11月30日まで
500m	500m	58°50'	58°50'	500m	

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。

根室海区漁業調整委員会指示第2号

根室海峡北部海域における定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成15年7月18日

根室海区漁業調整委員会会長 石黒勝三郎

- 保護区域
斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位32度30分の線と国土地理院3等三角点「原賛」から真方位69度30分の線に囲まれた海域に敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域とする。
- 指示期間
平成15年8月20日から11月30日
- 保護区域内の行為の禁止
定置漁業の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。ただし、羅臼

町地先海域における船外機船によるイカ釣漁業は除く。

根室海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、根室海区における「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ・ます」の採捕について、次のとおり禁止する。

平成15年7月18日

根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

1 禁止区域

野付半島の国土地理院2等三角点「野付」の点、新所の島の西端の点及び尾岱沼漁港南防波堤先端部の点を順次結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた野付湾内の区域。

2 禁止期間

平成15年8月20日から10月31日

根室海区漁業調整委員会指示第4号

根室支庁管内羅臼町のサシルイ川河口付近におけるさけ・ます採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成15年7月18日

根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

根室管内羅臼町のサシルイ川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は、「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第45条の規定により、知事の許可を受けたものが採捕する場合は、この限りではない。

区		域		沖 合	期 間
河 口 及 び 沿 岸	方 位 (真 方 位)	方 位 (真 方 位)	方 位 (真 方 位)		
左 海 岸	右 海 岸	左 方	右 方		
目梨郡羅臼町海岸町三十七番地先に知事が建設した標柱の位置	目梨郡羅臼町海岸町三百八十二番の一地先に知事が建設した標柱の位置	96°00'	96°00'	300m	平成15年9月11日から30日まで

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第84号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項に規定する警備員指導教育責任者に係る平成15年8月における講習を次のとおり実施する。

平成15年7月18日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1 実施期日、場所等

(1) 実施期日、場所、定員等

ア 講習の種別 警備員指導教育責任者講習
イ 講習の実施期間 平成15年8月18日（月）から22日（金）までの5日間
ウ 実施の場所 札幌市北区北7条西1丁目2番地6
NSSニュースステージ札幌

エ 定員 90人
オ 受講申込み受付期間 平成15年7月22日（火）から28日（月）までの5日間（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 講習時間 午前8時30分から午後6時までとする。

2 講習修了考査の実施

講習の最終日に講習修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

3 講習の対象

本講習は、次のいずれかに該当する者に対して行う。
ア 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
ウ 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの

4 受講申込み要領

(1) 受講希望者は、住所地又は勤務先等の所在地を管轄する警察署に、受講申込書（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号）及び受講資格に該当することを証明する書面各2通を提出すること。

(2) 受講申込み人員が受講定員（90人）を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

5 受講受付の日時及び場所

受講受付は、当該講習初日の午前8時30分から午前9時までの間、講習の実施場所で行う。

- 6 受講手数料等 受講申請をするとき（受講受付の際）に、3万7,000円相当額の北海道収入証紙で納付すること。
- 7 携行品 筆記用具、印章（朱肉を使用するものに限る。）、講習案内書を携行すること。
- 8 講習業務の委託 本講習は、社団法人北海道警備業協会（札幌市北区北7条西2丁目8番地）に委託して実施する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第95号

次のとおり指名競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年7月18日

北海道警察本部長 上原美都男

1 警察官（男性）用冬服等の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用冬服上衣	2,122着
警察官（男性）用冬服ズボン	4,333本
警察官（男性）用冬帽子	2,141個
警察官（男性）用冬活動帽	1,310個

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納入期日 平成15年11月28日

エ 納入場所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。

ア 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

イ 納入する物品等に必要とする生地等の供給を受けられること。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号060-8520 北海道警察本部総務部会計課）

イ 入札日時 平成15年8月28日 午後1時30分（送付による場合は、必着）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他

ア 入札に参加しようとする者に要求される義務

この入札に参加しようとする者は、製品見本並びに(3)のア及びイに示す事項について証明する書類等を平成15年8月18日までに、次の場所に提出しなければならない。

また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者又は指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

ウ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

エ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所在地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

オ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

カ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A . The nature and quantity of products to be procured :

a Male police officer's winter clothes jackets, 2,122 pieces

b Male police officer's winter trousers, 4,333 pieces

c Male police officer's winter hats, 2,141 pieces

d Male police officer's winter hats, for activity 1,310 pieces

B . Bid tendering time and date : Male police officer's winter clothes, hats and hats for activity ; 1 : 30 P. M., August 28, 2003 (In case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

2 警察官（男性）用冬ワイシャツの入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用冬ワイシャツ 6,582着

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納入期日 平成15年11月28日

エ 納入場所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、財務規則第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。

ア 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

イ 納入する物品等に必要とする生地 of 供給を受けられること。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部会計課)

イ 入札日時 平成15年8月28日 午後1時45分（送付による場合は、必着）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否
要

(10) そ の 他

ア 入札に参加しようとする者に要求される義務

この入札に参加しようとする者は、製品見本並びに(3)のA及びイに示す事項について証明する書類等を平成15年8月18日までに、次の場所に提出しなければならない。

また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者又は指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

ウ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

エ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

オ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

カ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A . The nature and quantity of products to be procured : Male police officer's winter shirts, 6,582 pieces

B . Bid tendering time and date : 1 : 45 P. M., August 28, 2003 (In case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs

Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

3 警察官（男性）用冬活動服の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用冬活動服 2,185着

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納入期日 平成15年11月28日

エ 納入場所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、財務規則第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。

ア 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

イ 納入する物品等に必要とする生地等の供給を受けられること。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部会計課)

イ 入札日時 平成15年8月28日 午後2時（送付による場合は、必着）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条まで

の定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他

ア 入札に参加しようとする者に要求される義務

この入札に参加しようとする者は、製品見本並びに(3)のア及びイに示す事項について証明する書類等を平成15年8月18日までに、次の場所に提出しなければならない。

また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者又は指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

ウ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

エ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所在地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

オ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

カ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A . The nature and quantity of products to be procured : Male police officer's winter clothes, for activity 2,185 pieces

B . Bid tendering time and date : 2 : 00 P. M., August 28, 2003 (In case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

4 警察官（男性）用防寒服（I種）の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用防寒服（I種） 1,581着

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納入期日 平成15年11月28日

エ 納入場所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、財務規則第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。

ア 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

イ 納入する物品等に必要とする生地等の供給を受けられること。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部会計課）

イ 入 札 日 時 平成15年8月28日 午後2時15分（送付による場合は、必着）
 ウ 開 札 場 所 アに同じ。
 エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入 札 説 明 書 の 交 付 に 関 す る 事 項

ア 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落 札 者 の 決 定 方 法

財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契 約 書 作 成 の 要 否

要

(10) そ の 他

ア 入札に参加しようとする者に要求される義務

この入札に参加しようとする者は、製品見本並びに(3)のア及びイに示す事項について証明する書類等を平成15年8月18日までに、次の場所に提出しなければならない。

また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提 出 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者又は指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

ウ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事

業者であるかを申し出ること。

エ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

オ 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

カ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A . The nature and quantity of products to be procured : Male police officer's clothes for cold weather (class I), 1,581 pieces

B . Bid tendering time and date : 2 : 15 P. M., August 28, 2003 (In case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan
 Phone : 011-251-0110 Extension 2236

道 警 察 本 部 公 告

北海道警察官（巡査）の採用試験を、次のとおり行う。

平成15年7月18日

北海道警察本部長 上原美都男

1 採用予定人員

男性A区分 約45人

女性A区分 約10人

男性B区分 約90人

女性B区分 約15人

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護を任務とし、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。

3 試験区分及び受験資格

(1) 学歴・年齢

区 分	受 験 資 格	
A 区 分	学 歴	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）等を卒業した者（平成16年3月卒業見込者を含む。）
	年 齢	昭和48年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者
B 区 分	学 歴	A区分以外の者
	年 齢	昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

(2) 次の各事項のいずれかに該当する者は、試験を受けることはできない。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

ア 試験日

平成15年9月21日（日）

イ 試験地

- (ア) 札幌方面 札幌市、千歳市、岩見沢市、滝川市、小樽市、倶知安町、室蘭市、苫小牧市、静内町
- (イ) 函館方面 函館市、八雲町
- (ウ) 旭川方面 旭川市、名寄市、稚内市、留萌市
- (エ) 釧路方面 釧路市、根室市、帯広市
- (オ) 北見方面 北見市、網走市、紋別市

注 試験地のうち札幌市については、受験申込みの状況等により試験会場が江別市内となる場合がある。

ウ 試験会場

受験票の発送をもって通知する。

エ 試験内容

次により筆記試験等を行う。

区 分	試 験 種 別	試 験 内 容
A 区 分	教 養 試 験	警察官として必要な知能及び知識（大学卒業程度）について、択一式による筆記試験を行う。
	論 文 試 験	主として思考力、表現力等について、論文式による筆記試験を行う。
	適 性 検 査	警察官として職務遂行上必要な素質及び適性について、簡単な検査を行う。
B 区 分	教 養 試 験	警察官として必要な知能及び知識（高等学校卒業程度）について、択一式による筆記試験を行う。
	作 文 試 験	主として文章による表現力等について、作文による筆記試験を行う。
	適 性 検 査	警察官として職務遂行上必要な素質及び適性について、簡単な検査を行う。

注 論文試験及び作文試験の評定並びに適性検査の結果の評定は、第1次試験合格者に対してのみ行う。

(2) 第2次試験

ア 試験時期

平成15年10月下旬から11月上旬の予定である。

イ 試験地

- (ア) 札幌方面 札幌市
- (イ) 函館方面 函館市
- (ウ) 旭川方面 旭川市
- (エ) 釧路方面 釧路市
- (オ) 北見方面 北見市
- (カ) 道 外 首都圏

ウ 試験会場

第1次試験の合格者への通知をもって指定する。

エ 試験内容

次の種目について試験を行う。

試験種目	試 験 内 容
口述試験	警察官に適する人物かどうかについて、個別の面接試験を行う。

健康診断	胸部疾患及び感染症疾患の有無、聴力その他健康状態について、医師による検査を行う。		
体力検査	職務遂行上必要な体力を有しているかどうかについて、検査を行う。		
身体検査	職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、次の基準により身体検査を行う。		
	検査項目	身 体 基 準	
		男 性	女 性
	身 長	おおむね160センチメートル以上	おおむね155センチメートル以上
	体 重	おおむね47キログラム以上	おおむね45キログラム以上
	胸 囲	おおむね78センチメートル以上	
	視 力	両眼とも裸眼視力がおおむね0.6以上であること又は矯正視力がおおむね1.0以上であること。	
色 覚	正常であること。		
そ の 他	身体に障害その他の異常がないこと。		

5 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

6 合格発表

(1) 時期

ア 第1次試験の合格発表は、平成15年10月上旬の予定である。

イ 第2次試験の合格発表（最終合格者）は、平成15年12月上旬の予定である。

(2) 方法

合格者の受験番号を、北海道警察本部及び北海道警察の各方面本部の掲示板に掲示し、並びに北海道警察ホームページに掲載する（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）。

なお、第1次試験合格者には文書で通知し、第2次試験の受験者には全員に合否の結果を文書にて通知する。

7 採用

いずれも平成16年4月以降の予定である。

8 合格から採用までの経路

- (1) 合格者は、北海道警察官採用候補者名簿に登録され、その中から採用者を決定する。ただし、A区分の大学等卒業見込者については、平成16年3月31日までに大学等を卒業

できなかった場合は採用されない。

- (2) 採用された者は、北海道巡査に任命され、北海道警察学校に入校し、初任科生として6か月間（大学等卒業者以外は10か月間）の教育訓練を受けた後、道内の各警察署に配置される。

9 昇進の道

所定の年限を勤務すると、試験により昇進の道が開かれている。

10 給与及び待遇

(1) 給料及び諸手当

給料及び諸手当は、おおむね次のとおり支給される。ただし、給与改定が行われる場合がある。

なお、官公庁又は会社等に勤務した経験がある者は、一定の基準で加算される。

区分 学歴	採用時の 初任給	初年度の期末・勤 勉・寒冷地手当	採用時から1 年間の総収入	2年目の 年間総収入
大 学 卒	204,000円	約722,000円	約3,785,000円	約4,798,000円
短期大学卒	186,800円	約668,000円	約3,113,000円	約4,483,000円
高等学校卒	171,200円	約618,000円	約2,862,000円	約4,104,000円

上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当等が、それぞれの条件によって支給される。

(2) 被服の支給

勤務に必要な制服、靴、靴下、ネクタイ、ワイシャツ等の被服が、採用と同時に支給される。

11 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求先

ア 申込書は、北海道警察本部採用センター、北海道警察の各方面本部の警務課又は道内の最寄りの各警察署に請求すること。

イ 郵便により申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験申込書請求」と朱書し、郵便切手140円分（1部請求する場合）をはった返信用封筒（角形2号：A4判が入る大きさ）を必ず同封すること。ただし、申込書とパンフレットを併せて請求する場合には、郵便切手270円分をはること。

(2) 申込先及び申込方法

申込みは、申込書に所定事項を記入した上、受験票には必ず郵便切手50円分をはって、次表により第1次試験の受験希望地の区域に応じた申込先に提出すること。

なお、郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「警察官採用試験申込」と朱書き、配達記録又は簡易書留にすること。

区域別	申込先	
	名称	所在地・連絡先
札幌方面	北海道警察本部採用センター	〒060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 TEL 011 - 251 - 0110 内線 2657 フリーダイヤル 0120 - 860314
函館方面	北海道警察函館方面本部警務課	〒040 - 8511 函館市五稜郭町15番5号 TEL 0138 - 31 - 0110 内線 2624
旭川方面	北海道警察旭川方面本部警務課	〒078 - 8511 旭川市1条通25丁目487番地6 TEL 0166 - 35 - 0110 内線 2623
釧路方面	北海道警察釧路方面本部警務課	〒085 - 8511 釧路市黒金町10丁目5番地 TEL 0154 - 25 - 0110 内線 2623
北見方面	北海道警察北見方面本部警務課	〒090 - 8511 北見市青葉町6番1号 TEL 0157 - 24 - 0110 内線 2623

(3) 受験票の発送

申込みをした者には、第1次試験の試験会場等を明記した受験票を郵送するので、第1次試験の際は、必ず写真をはって持参すること。

なお、9月16日（火）までに受験票が到着しないときは、申込先と同じ所に問い合わせること。

(4) 受付期間

申込みの受付期間は、平成15年7月18日（金）から8月22日（金）までとする。

なお、郵送の場合は、平成15年8月22日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける（8月20日（水）以降に投かんする場合は、「速達・配達記録」又は「速達・簡易書留」にすること。）。

(5) その他

この試験についての問い合わせは、申込先と同じ所にすること。

道警察函館方面本部告示

北海道警察函館方面本部告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年7月18日

北海道警察函館方面本部長 鈴木 巖

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成15年7月18日に一般競争入札の公告を行う動体視力計及び夜間視力計の賃貸借契約
- (2) 資格 動体視力計及び夜間視力計の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 賃借物品等の種類 動体視力計及び夜間視力計

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年7月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (6) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年7月18日から31日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道警察函館方面本部会計課
- イ 提出先の所在地 北海道函館市五稜郭町15番5号

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察函館方面本部告示第35号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月18日

北海道警察函館方面本部長 鈴木 巖

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
動体視力計及び夜間視力計の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (4) 納入場所 北海道警察函館方面本部函館運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道警察函館方面本部告示第34号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道函館市五稜郭町15番5号
北海道警察函館方面本部3階大会議室
- (2) 入札日時 平成15年8月7日 午後1時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等による入札及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察函館方面本部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 040 - 8511 北海道函館市五稜郭町15番 5 号

電話番号 0138 - 31 - 0110 内線 2232

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

